

2009年8月5日 発行

パークタウン五領第6団地管理組合

第2号管理組合広報

発行責任者 理事長 _____
編集責任者 理事 _____

管理組合ホームページ <http://www.parktown-goryo6.com/>
管理組合アドレス _____

組合員、居住者の皆様へ

パークタウン五領第6団地
管理組合理事会

●ギラギラとした本格的な夏の到来が来る前に？暦の上では立秋となってしまいましたが、相変わらず蒸し暑さだけは続いております。特にこの時期は脱水症状が心配されるところです。外出時等はもちろんですが、たんにお部屋におられても、脱水になる可能性があるとしてテレビで報じておりました。やはり、こまめな水分補給が大事かと思えます。

さて、管理組合広報第2号をお届けします。

今回は、定例理事会のご報告や各委員会の委員任命、防火管理者選任など中心にお届けしました。

ぜひご一読賜りますようお願い申し上げます。

管理組合広報 目次

1. 定例理事会についてのご報告
2. 各委員会の委員任命等について
3. 防火管理者選任について
4. 防火管理者からのお願い
5. 三者懇談会のご報告
6. 管理組合からのお願い
7. 管理事務所カレンダー
8. 消防計画(資料)

1. 定例理事会についてのご報告

6月13日(日)に第一回定例理事会、7月13日(日)に第二回定例理事会が開催されました。第一回定例理事会の内容について、前号の広報第1号でご紹介出来ませんでしたので、今回、第一回、第二回を合わせて、主な報告・確認事項や、協議・決議事項の主な内容等をご報告させていただきます。

〔第一回定例理事会〕 6月13日(日) 8時30分～12時

- ①第一回定例理事会においては、今年度の理事会運営方法等に関する事項を中心に協議・確認しました(報告・連絡・相談・提案・資料準備等のルール)。
- ②消防署による立入検査の立会い(比企広域消防本部)、防火管理者選任届出書の提出、消防計画の提出、さらに電柱交換関連で面談・協議(NTTコミュニティア、MESサービス、NTT、東京電力/他)や、更正登記問題で面談・協議(都市再生機構)、-----法律事務所への契約解除通知など報告され確認をしました。
- ③各専門委員会への諮問内容を協議、三者懇談会の提案事項(ゴミ置き場の清掃等)に関しても協議しました。
- ④決議事項に関しましては、前号で既にご紹介しましたが、相談役として、-----氏(----)及び-----氏(-----)の就任が決議されました。

〔第二回定例理事会〕 7月13日(日) 9時～12時

①各委員会からの答申等に関して

長期修繕計画専門委員会、IT委員会、規約整備委員会の各委員会より、平成20年度諮問に対する最終答申が行われました。

答申の主な内容等につきましては、既に第19回通常総会議案書の第1号議案・事業報告の資料①②③に記載されておりますので、割愛させていただきます。

平成21年度の各委員会につきましては、今年度も設置することとし、各委員会の細則に従い、別項の通り、委員を任命しました。

②防火管理者選任等について

別項の通り防火管理者を選任し任命しました。

③報告・協議について

ア) 各委員会の諮問内容について、放置自転車処分に係る理事会の対応、各委員会からの答申の要点と答申を受けての新理事会がすべき業務、また今年度の諮問内容等を協議しました。

イ) 今後のゴミ置き場の清掃のあり方、入居者名簿のリニューアル、ドアクローザーの不具合調査及びJSさんの修理・見積もり(個人契約・個人負担)などの事項に関しましても協議しました。

なお、ドアクローザーの修理等に関しましては、当広報にて改めてご案内を申し上げます。

④決議事項

ア) 5号棟東妻側のかえでの木の伐採(無許可植栽の木)。

イ) 水道メーター点検時の通路確保工事の実施。

2. 各委員会の委員任命等について

以下の通り、当管理組合同規約・各委員会細則に従い、平成 21 年度各委員会の委員を任命しましたので、ご報告申し上げます。

なお、本年度の主な諮問内容に関しましても合わせて明記しました。

(1). 平成 21 年度長期修繕計画専門委員会 (敬称略・順不同)

公募委員 ----- (-----) ----- (-----) ----- (-----)
----- (-----)
理事委員 ----- (-----) ----- (-----) ----- (-----)
----- (-----) ----- (-----) ----- (-----)
----- (-----) ----- (-----)

委員長：----- 事務局：-----/-----

〈本年度の主な諮問事項〉

- ・給排水管更正・更新の選択基準について
- ・増圧直結給水方式の導入の件/他

(2). 平成 21 年度IT委員会 (敬称略・順不同)

公募委員 ----- (-----) ----- (-----) ----- (-----)
----- (-----) ----- (-----)
理事委員 ----- (-----) ----- (-----) ----- (-----)
----- (-----) ----- (-----)

委員長：第一回委員会で決定する予定 事務局：-----/-----

〈本年度の主な諮問事項〉

- ・ホームページ作成者の増員及び育成、リンク集のブロック化、トップギャラリーのブロック化について
- ・実アクセス数のアップと確認/他

(3). 平成 21 年度規約整備委員会 (敬称略・順不同)

公募委員 ----- (-----) ----- (-----) ----- (-----)
----- (-----) ----- (-----)
理事委員 ----- (-----) ----- (-----) ----- (-----)
----- (-----) ----- (-----) ----- (-----)
----- (-----) ----- (-----)

委員長：----- 事務局：-----/-----

〈本年度の主な諮問事項〉

- ・模様替え申請許可マニュアル(案)の法的整合性の検討について
- ・全般的な規約の改正案(理事会案)の検討/他

★規約整備委員会・委員募集について

現在、規約整備委員会のより一層の充実を図るべく、同委員を追加募集しております。応募希望の方は、お手数お掛けしますが、各棟の理事、若しくは管理事務所へこの旨お申し出下さい。ご検討の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

3. 防火管理者選任について

6月1日に実施されました消防署による立ち入り検査時の指導により、当団地防火管理者の選任と消防計画作成を行い、6月末日に消防署へ提出いたしました。

防火管理者は当団地管理組合副理事長(---号棟-----号室-----氏)を任命いたしました。

消防計画につきましては、別項の「消防計画」をご参照ください。

4. 防火管理者からのお願い

パークタウン五領第6団地管理組合 防火管理者 -----

パークタウン五領第6団地居住者の皆様、平素より当団地の防災活動へのご支援、ご協力誠にありがとうございます。

管理組合より「消防計画」を配布いたしておりますが、各居住者の皆様におかれましては内容を十分にお読みいただき、日頃より火災予防と地震等の災害発生時の避難等、対応の程よろしくお願い致します。

尚、各住居階段室の1階入口と2階3階間と4階5階間の踊り場に消火器が設置してありますので、火災発生時は初期消火にご協力よろしくお願い致します。

(人命と安全確保が第一優先です)

特に以下の項目につきましては、ご協力をお願い致します。

(1)：避難経路の確保

- ① 各住居前の階段室へ、避難時通行の障害となるものを置かない。
- ② 各住居間ベランダ仕切り板前の空間確保。(階段室が通行不可能な時、隣家を経由して避難する為に仕切り板を破って通行します。)

(2)：防災訓練への参加

- ① 避難時の居住者確認、防災組織責任者による避難誘導他。
- ② 消火器の取り扱い、緊急救命処置等の講習他

上記内容にて防災訓練が毎年11月に予定されておりますので、積極的にご参加をお願い致します。

5. 三者懇談会のご報告

6月21日(日)、13時より第6団地集会所において三者懇談会が開催されました。懇談会の主な内容は以下の通りです。

(1). 自治会からの報告

- ・防災用品の購入について、発電機・灯光機・レスキューセット等を予定。
- ・ゴミ散乱の多い場所への網掛け等を検討し、報告する。
- ・夏祭りは、8月22日を予定。
- ・防災訓練は、11月15日を予定。……………等の報告がありました。

(2). 両管理組合からの報告・要請

- ・先に自治会が行った住民調査において、個人情報管理を危惧する意見が寄せられた、と報告。
- ・ゴミ置き場の管理等において、市との調整をお願いする。
- ・管理組合の防火管理者を自主防災組織に組み込んで欲しい。……等の内容です。

参考：三者懇談会とは、当パークタウン五領第6団地管理組合とパークタウン五領第8団地管理組合様、パークタウン五領自治会様の三者により、定期的に会議を開催し、相互に報告・要請、また問題の協議等も行い、共通の認識を共有することで、諸問題の解決を図り、三者それぞれの活動を円滑に行うべく開催されている懇談会です。

6. 管理組合からのお願い

アルコープ(玄関ドア前のスペース)に靴箱や傘立てなど置いている組合員や占有者(賃借人等)がおられます。階段部分と同じく、アルコープは共用部分です。私的な物は置けませんので、この点くれぐれもご注意をお願いします。

7. 管理事務所カレンダー

8 月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24/31	25	26	27	28	29

9 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

原則として平日は9時～17時、

日付に下線のある金曜日については13時～17時、

四角囲いの土曜日は、9時～12時の営業、網かけ日は、休業となります。

(お詫び) 第1号におきまして、網掛けが不鮮明な部分がありました。お詫び申し上げます。